三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物及び有機加工食品
四　登録認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
静岡県熱海市桃山町十六番三

○農林水産省告示第二百六十七号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成三十年三月一日　第十二号
二　登録認定機関の名称及び住所
SGSジャパン株式会社　神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町百三十四番地横浜ビジネスパーク　ノーススクエアI
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町百三十四番地横浜ビジネスパーク　ノーススクエアI

○農林水産省告示第二百六十八号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成三十年三月一日　第十三号
二　登録認定機関の名称及び住所
SGSジャパン株式会社　神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町百三十四番地横浜ビジネスパーク　ノーススクエアI
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町百三十四番地横浜ビジネスパーク　ノーススクエアI

○農林水産省告示第二百六十九号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十九年三月二十七日　第二十四号
二　登録外国認定機関の名称及び住所
スオーロ・エ・サルーテ有限会社　イタリア共和国ペーサロ・ウルビーノ県ファーノ市パオロ・ボルセリーノ通り　十二／B
三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
イタリア共和国　ボローニャ県ボローニャ市ガッリエラ通り九十三

○農林水産省告示第二百七十号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成三十年三月一日　第二十三号
二　登録認定機関の名称及び住所
一般社団法人奈良県植物防疫協会　奈良県桜井市大字池之内百三十番地の一
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
奈良県
(2)　認定を行う事業所の所在地
奈良県桜井市大字池之内百三十番地の一

○農林水産省告示第二百七十一号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成三十年六月九日　第五十九号
二　登録認定機関の名称及び住所
公益財団法人やまがた農業支援センター　山形県山形市緑町一丁目九番三十号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
山形県
(2)　認定を行う事業所の所在地
山形県山形市緑町一丁目九番三十号

○農林水産省告示第二百七十二号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成三十年三月一日　第十八号
二　登録認定機関の名称及び住所
特定非営利活動法人日本オーガニックアンドナチュラルフーズ協会　東京都中央区京橋三丁目五番三号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都中央区京橋三丁目五番三号

○農林水産省告示第二百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県郡上市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、郡上市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
郡上市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県郡上市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、郡上市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備